

産業建設常任委員会会議録

[平成22年 1月29日開催]

南あわじ市議会

産業建設常任委員会会議録

日 時 平成22年 1月29日
午後 1時00分 開会
午後 3時52分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（6名）

委 員 長	廣 内 孝 次
副 委 員 長	阿 部 計 一
委 員	原 口 育 大
委 員	印 部 久 信
委 員	森 上 祐 治
委 員	砂 田 杲 洋
議 長	川 上 命

欠席委員 なし

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	瀧 本 幸 男
次 長	前 田 和 義
課 長	阿 閉 裕 美
書 記	船 本 有 美

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
産 業 振 興 部 長	神 田 一 彦
農 業 振 興 部 長	木 場 徹

都市整備部長	野田博
上下水道部長	津谷忠志
産業振興部次長	水田泰善
農業振興部次長	奥野満也
都市整備部次長	山田充
上下水道部次長	道上光明
産業振興部商工観光課長	興津良祐
産業振興部企業誘致課長	北川真由美
産業振興部水産振興課長	早川益弘
農業振興部農林振興課長	太田孝次
農業振興部農地整備課長	大瀬久
農業振興部地籍調査課長	原口幸夫
農業振興部農業共済課長	北川満夫
都市整備部管理課長	和田幸三
都市整備部建設課長	神田拓治
都市整備部都市計画課長	森本秀利
上下水道部水道課長	岩倉正典
上下水道部下水道課長	山崎昌広
上下水道部下水道加入促進課長	喜田展弘
次長兼農業委員会事務局長	竹内秀次

II. 会議に付した事件

1. 所管事務調査について……………	4
① 産業振興の推進について	
② 農業振興の推進について	
③ 都市整備事業の推進について	
④ 上下水道事業の推進について	
⑤ 農業委員会に関すること	
2. その他……………	62

III. 会議録

産業建設常任委員会

平成22年 1月29日（金）

（開会 午後 1時00分）

（閉会 午後 3時52分）

○廣内孝次委員長 それでは皆さんこんにちは。

本日は午前中、バイオマスの施設の視察ということで、皆様方に作業着を着用していただき、十分研究していただいたと思いますので、本当にありがとうございました。

それでは只今より、産業建設常任委員会を開催したいと思います。よろしくお願ひします。

それでは本日は市長が公務のため欠席していますので、よろしくお願ひします。

執行部、副市長あいさつをお願いします。

○副市長（川野四朗） 委員の皆さん方、本当に午前中はご苦労さまでした。特にバイオマスを中心に視察をいただきました。

農業振興部挙げて、その改善に取り組んできた成果であったわけですが、我々としてもこれがうまく稼動するように、今後も引き続き努力していかなくてはいけないと思っておるところです。

今日は市長は東京の方に出張いたしておりますので、欠席をさせていただいておるわけでございます。

聞きますと、水仙郷も非常に順調に観光客が来ていただけておるようでございますので、私どもも非常にうれしく思っております。特に土曜日とか日曜日、天気にも恵まれておるといことも大きな要因ではないかなと思うのですが、そういうことで、冬の観光、メインはないわけなんです、やっぱり水仙というのは非常に効果を上げておるといことで、うれしく思っておるところでございます。

今日は所管事務調査ということで、いろいろご質問もあろうかと思いますが、どうかよろしくお願ひを申し上げます。

○廣内孝次委員長 ありがとうございました。

それでは議題に入りたいと思います。

1番の所管事務調査について、ここでちょっとお諮りしたいと思いますけども、1番の産業振興の推進について、2番の農業振興の推進について、3番の都市整備事業の推進

について、4番の上下水道事業の推進について、5番の農業委員会に関することと。5つ項目がありますけども、一括で行いと思いますけどもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣内孝次委員長 それではそのようにさせていただきます、進めたいと思います。
それでは質疑ございましたらお願いします。

阿部副委員長。

○阿部計一副委員長 審議に入る前に今、副市長から順調に水仙郷が運営されているということで、職員の皆さんにはちょっといやみな話になるかも知れませんが、毎年、所管委員会をご招待いただいて、水仙まつりということをやられておるわけですが、今年はずいぶんそういうことがなかったように思いますが、これは委員長なりに、そういうご相談の中で、中止されたのか。

水仙郷の管理者、指定管理制度をとっていますので、そういうような話の中で、一方的にそういうふうになされたのか、その点、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長(興津良祐) 先ほど阿部副委員長がおっしゃったとおり、昨年については、水仙郷のスペシャルデーで観光協会のほうで、イベントをしております。

その中で、産建委員さんのご招待をしたわけなんです、今年については、かなり利用するお客さんの車が多くて、ちょうど1月10日の日だったんですが、道の混雑がかなりあって、警察の方から臨時駐車場なりいろいろな手配の報道を告知してくださいということがありまして、観光協会等のイベントなんです、その上のほうの駐車場がなかなか確保できないということで、今回はご招待を見送ったわけでございます。

申し訳ございません。

○廣内孝次委員長 阿部副委員長。

○阿部計一副委員長 それは執行部の都合であってね、所管の毎年恒例になっているこ

とを、もしそういう事情で中止するのであれば、昨年私、委員長でご招待されまして、それでフグの3年ものですか、振舞われ、沖副議長がご挨拶をされて、観光客がずいぶん待っていたということで、これは待たしているのに挨拶が終わってから、それよばれるのはなんやなということで、我々は引き上げて売店でうどんを食べたということもございました。

それで中止するのであればね、そのように、やはり委員長なりにそういうことをご相談してね。

おたくら今やっていることは、なんともないとやっているかもしれないけども、やはり所管という立場の中でね、議会軽視ということにもなりかねるのですよ。

ですから、そういうことには十分、やっぱり皆さんもかなり年数、職員の経験があるわけですからね。自分らとしたら細かいことかもしれないけども、それが大きな問題になるということも考えられるのでね。

その点、最高責任者である部長としてね、今後どのように考えておられるのかご答弁願いたい。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（神田一彦） 今回は課長が今説明したような状況になっておったんでございますが、今後、前年と違うようなことをする場合、今回の分は観光協会が主催ということでございましたが、観光協会のほうとも話をしまして、その結果を委員長と相談するというのでやっていきたいと考えております。

今後、こういうことがないようにしますので、よろしくお願い致したいと思います。

○廣内孝次委員長 阿部副委員長。

○阿部計一副委員長 観光協会、観光協会てね、言い訳のように聞こえるんですが。

もともと市がやな、そういうことで指定管理しているんですからね。そこを考えてやね、まず委員長にそういう報告、相談をして、そういうことをするべきじゃないですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（神田一彦） 言い訳といわれればそうなるんですが、指定管理しているのは灘のほうの黒岩の自治会に指定管理ということで、そのイベント自体が観光協会が主催をして、やっておるということでございます。

振る舞いも観光協会のほうで段取りしてくれているということもございまして、観光協会という名前を出したんですが、その辺も含めまして、また委員長のほうに協議をさせていただきたいと思っておりますので、またよろしくお願いいたしたいと思います。

○廣内孝次委員長 他に何かございませんか。

森上委員。

○森上祐治委員 農業振興部にお尋ねしたいのですが、12月議会のときに、私一般質問で有害鳥獣被害に対する抜本対策についてという観点から、質問させていただきました。

いろいろ喫緊の課題があるんですが、いわゆる諭鶴羽山系における鹿の適正頭数ですね。千頭ぐらいといわれている中で、一番上限では3千頭ぐらいいるのではないかという人もいれば、市のほうの把握ではもっと、1,300～2,400ぐらいという数字が出ていたのですが。

市長もですね、適正頭数に近づけるように努力しないといけないというような答弁もいただきました。

部長のほうも、今後、前向きにやっていくというようなご答弁をいただいておりますけれども、その後の具体的にどういう対応策をとられているのかお尋ねしたいと思います。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 有害鳥獣の関係については、今、森上委員さんの方から説明内容のとおりでございますが、一応、諭鶴羽山系の2,400～1,300ということで、年々被害が大きくなっているというような状況の中で、12月議会で質問等があり、早速、農業振興部のほうで対応するというところで、有害鳥獣の捕獲班を集まっていたらいいのかということで、十二分に協議をいたしました。

その結果、期間内というか、捕獲の時期に合わせて11月の15日から2月の末までな

んですが、それは経過してしましましたので、1月の15日から2月の末までに鹿を駆除しようということで、1頭2,000円という交付金を出して、それで一応、300頭の予定で現在駆除をしております。

その中で、先日も班長さんに確認しましたところ、昨年よりは倍以上の山に入っている機会が多くなっている。そしてまた100頭から200頭ぐらいは駆除できるというような内容のことを聞いております。

以上でございます。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 一頭あたり2,000円ということで、今対策を立てると。200頭ぐらいもうすでに捕獲しているというのは非常に前向きな動きをされているというのは評価したいと思うのですが。

これは今後の予定ですよ、計画ですよ。今後、どうなっていくんですか。同じようなスピードでそういう減らすような努力を継続してされるような見通しがございますか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 今、現在、補助金を出して2月末までの鹿の駆除をします。それ以降については、従来どおり有害鳥獣に対して、5班、班があるわけなんです、それぞれに駆除をしてもらうということで、やっていきたいと。

それで今年度のその駆除については、一応、3年間は継続をしてやっていかなければいけないというような感じで進めていきたいと、そのように思っています。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 3年間継続していくということで、農家の人たちにとっては、特に山すその農家の人たちにしたら、今日も回ってましたら、いわゆる防護柵、一面に張り巡らせておりました。勉強している同僚議員が市内では述べ80km網を張っているんやというような実態がございました。

とにかく頭数を減らすような努力をしていただきたいと思うんですが、いわゆる1頭あ

たり、2,000円の手当てを出すということでございますが、この2,000円という根拠はどういうところから出てきたのかお聞きしたいのですが。

というのはしばらく前に、12月委員会でしたかね、同僚議員が1万円ぐらい出したらもっと猟師さん意欲もっていくんじゃないかというご発言もございましたけども。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 金額については、有害鳥獣、猟友会と十二分に相談した結果、そのような金額になったわけなんですけど、金額を上げることによって、不正というか、そうした事態も起こりかねないという点と、もうひとつは、それぞれある程度の金額の中で、均等割りとか、補助金を出すにあたって、それぞれの隊の維持をしていくのに金額を上げないで、それぞれ均衡に補助金を割っていく方法でやっていくほうが、秩序を守ることができるという内容で、有害鳥獣の班長さん方の話でございましたので、そのような結果になった次第でございます。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 最後なんですけど、農業振興部挙げて非常に誠実にですね、この問題について、動いていただいているということで、敬意を表したいのですが、私たちのゆづるはクラブもこの問題、会派を挙げてですね、非常に重要な問題と位置づけて今後勉強したいということで、来月の2月12日でしたかね、ちょっと視察に行く計画をしております。

そこで勉強して、また執行部にもできたら提言もすること。できたらそういう提言をしたいんですが、そういう努力をしていきますので、執行部のほうも引き続き、そういう努力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

質問を終わります。

○廣内孝次委員長 他に何かございせんか。

印部委員。

○印部久信委員 午前中、バイオマスの施設を見てきたんですが、いろいろ聞きたいこ

とがあるんですが、まずこれ、基本的にこのプラントを作る契約を結んだメーカーが本来、今担当職員がやっていることをすべきやと私は思うのですが、これは次長、メーカーにこういうことを言っても、メーカーはもう、うちは扱いしらんと、あとは市のほうで、また考えてやってくれといわれたんですか。それともまず、これは出発点はどうなっているんですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） まず神代と北阿万施設が完成後ですね、いろんな問題があったと。

その中で、その1年を通した中で、メーカーともいろいろ協議をしてまいりました。

結論から言いますと、メーカーに頼るよりも自分たちでやっぱり汗をかいてですね、何が問題なのかということを探るところから始めるべきでないかというようなことで、当初メーカーともどもやっていました。

最終的な結論として、自分たちで考え、そしてまた、地元業者と相談してやっていくほうがよりいいのではないかという結論に達して今日に来たということでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 聞いてみたらおかしな話でね、メーカーにプラントをいくらでやってもらうという契約を結んで、メーカーがそれを入札してやるということで、やりかけてできたものが途中でその機能が十分果たせなかったということで、メーカーと話してもらちがあかんで、メーカーをほっといて地元企業と市の担当者が、市の担当者といえども、平たくいえば素人であると。

それらが独学で地元の企業と勉強しながら、こういうものをつくりあげたということなんですがね、それはそれでいいのですが、メーカーというのは果たしてそんなものでいいのか、市としてもらちがあかんからもういいわといってですね、契約の金額を払ったうえで動いているということなんです。

これ聞けばおかしな話であると思うんですけどね、そんな倫理上問題のあるようなメーカーですね、我々から言わしたら。

うちとしたらそんでようせんと。契約しただけのお金はいただきました、あとはそっち

でやってください、市のほうもこのメーカーと話してもらちがあかんというようなことでやっているんですよ。

このことについて、副市長どう思われますか。

こんなことで、メーカーとの契約の間にええのかということですよ。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） まずメーカーと言いましたのは炭化の専門メーカーです。

今回、地元の業者なり、またいろいろ研究したというのはですね、脱水の専門メーカーとの話に入るほうが、得策ではないかという考え方でしたということです。

あくまでむこうは炭化。じゃあ、今からの仕事については、脱水関係であったり、破碎関係であるということでの、そういう専門メーカー的なものと協議して今日きたというようなことで若干補足させていただきます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これはけど副市長、このメーカーに対して、市は今言われたことに対して、なんか私は不自然さを感じるんですがね。

副市長、このことについて、どのような見解をお持ちです。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） この問題が出てきた当初、やっぱりそういうふうな話も出ましたよね。

私どもも性能が約束されたとおり履行されない場合どうしたらいいのかというふうなことで、弁護士にも相談したことがあるんですが、なかなかそういうものを実証していくのは非常に難しいだろうということで、泣く泣く今のようなかたちの方向に向いていったわけなんですけど、やはり、最初の導入するとき、また契約するとき、約束ごとはきちりと、そこらあたりまで詰めてやっておくべきだったんでなかったかなあという反省はいたしておりますが。

あと、本来ですと、我々が感じる能力と、提供いただいたものとの差があるとすればということで、もうお話をさせていただいたこともあったんですけども、そういうところまで行くと、なかなか非常に難しいという弁護士のご意見もありましたんで、なかなかそこまで踏み切れなくて、改善の方向に進んでおるわけでございますので、えらい私どもも割り切れないところはなきにしもあらずですけども、それをうまくやっていこうとすれば、こういうかたちにならざるを得なかったということをご理解いただきたいと思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、副市長の言われたことはそれはそれでいいと思うんです。

それで私はどないしても市もメーカーに見切り発車してしまっ、もういいわ、こっちでやるわ、というようなことになったんですが、そのことは置いておいて、市の担当者も素人集団が地元メーカーと協議しながら、ここまでこぎつけたということは、それはそれでいいと思うのですが、そこで、それをする場合に、当初の事業費から相当事業規模が膨らんできたと思うんですよね。事業費が。

今日の説明であっても北阿万のバイオマスのところには、第一次、第二次の脱水を付けて、後ろにまだ貯水、汚水の施設を作ったと。

今度、神代を見てもそれに準じるようなものを作っていくということになりますと、事業規模が当初よりも上がってくると思うのですが、北阿万と神代を今のようにやった場合に、当初より事業規模がどれくらい増えますか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 今、神代と北阿万ですけども、設計費込みでですね、いろんなもろもろなやつを入れまして5,500万円です。2基分プラスあと一部、八木であったり、賀集であったりの修理等、改善ですね、改善・機能アップの、改善に向けての費用を入れまして5,500万円です。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そこでですね、このバイオマスの事業は、国が50%、県が6%、市が23%の、受益者が21%であったと思うんですね、負担割合が。

この負担割合は、事業規模が5,500万円増えた分については、5,500万円に対して、今言ったような按分で国からの補助、県からの補助、市からの補助、受益者負担ということで、この5,500万円を補うのですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） これにつきましては、国のほうより、地域活性化生活対策臨時交付金というのがございました。

それを利用していただきまして、工事を進めさせていただきました。
各分担金につきましては、一切いただいていないという状態です。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これはおかしいのよ。今言った、国からの交付金をいただいたということなんですが、国からの交付金はバイオマスについて、交付金が来たものですか。それとも今言われた目的で来た交付金を、たまたま南あわじ市はこの事業があるから飛びついてこの交付金をそれに流用したと考えていいんですか。

本来、このバイオマス事業がなかった場合、この国からの補助金、負担金は他の事業に使えるものでもないのですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 地域活性化ということですので、いろんな面で使えると。その中で我々としても、その機能の強化、機能アップという目的から、この交付金を使わせていただき、5,500万円での機能アップ工事を行ったということです。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それは次長の言われたとおりで、それはそれでいいのですが、本来こ

のバイオマスプラントをしていなかった場合、そのお金は他の事業に流用当然できるわけですね。

ということはある意味では、交付金といえども一般会計の中に繰り込んで、その範囲の中で使おうと思ったら使えるやつをこのたび、バイオマスで使ったということなんですが、そうした場合、これは本来の事業がトン1万5,000円で処理できるようにするべきものができないので、もろもろのこの強化事業をしていっておると。

ということは、これは本来、事業全体がこれだけ事業規模が増えたということですので、本来から言えば、この負担割り合いを国50%、県6%、市23%、受益者21%で按分して負担割合で徴収するのが、徴収というか、国に対して補助申請してやっていくのが普通ではないのですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） こういう交付金のメニューがあったと、それに私どものバイオマスとして飛びついていただいたというようなことで、そういう関係ですので、分担金については、もらうべきでないという判断をさせていただいたわけです。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、たまたま1,500万円でできたらいいのですが、これ今からやってみて、また不都合だって、強化費でもろもろの事業規模が膨らんでいった場合は、こんどはどこから出すんですか、一般会計から出すんですか。

ということは、当初言っていた市との契約で、トン1万5,000円でやるという契約でできなかったの、トン1万5,000円でできるようにプラントに対して、プラントがスムーズにいくように強化するようにどんどんどんどん金をつぎ込んでいってやっていくということで、お金をつぎ込んでいったやつについては、市の単独負担でやっていくという考えですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 今日、見てもらったなかで、機能強化、これで1万5,

000円でできるということで、皆さん見ていただいたように納得していただければと思います。

次に何をするのかということになりますと、施設の中で、当然、修理等、機械が壊れたりします。それについての修繕等の間接的経費については、市のほうで見ますということで、私どもの考えているのはこれ以上の機能強化はないと。

ただし、機械等の修理は必要ですよという考えを持っています。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは昨年9月でしたか、6月でしたか補正予算で9百何十万円というのがプラントのメンテナンスもろもろにやっている限り、単年度でなしに、やっている限り、毎年継続的に970万円だったかな、継続的にいるということだって、これも当初から比べると、市からの持ち出し分が毎年1千万円ほどのお金がこのプラントが動いている限りいるということで、非常に事業規模、維持管理費、等々が非常に高くなっていったんですね。

これからの予定はどういうふうになるんですか。

これで商協が、はい分かりました、これはうちで当初の契約どおりやりますということになった場合ですね、そこで、商協の負担割合21%はですね、商協自身もこれで納得して、市のほうへ納入してくれるという話もできているんですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 機械についてですね、この月、火、水というなかで、我々は機械は完璧に動くという判断をしましてですね、あと商協さんの理事、役員さんにですね、その機械の確認をしてくださいということをご案内申し上げました。

この確認をした後ですね、役員会を商協さんの方で、開いていただくと。その役員会において、今後の協議がなされるというふうに聞いております。

我々は商協との話の中におきましては、処理費1トンあたり、1万5,000円、直接経費1万5,000円となるようにしろということでのことで今までやってきて、1万5,000円だったので、次の段階に入っているというような状態です。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 先ほど言っているように、メーカーを切り離して、市の職員と地元メーカーでいろいろ暗中模索で、いろいろやってここまでやれたというのはそれは、結構なことだと思うんですよ。ご苦勞であったと思います。

あと、商協のほうで、プラント引渡しをやって尚且つ、商協からの負担金の21%に対して、市のほうに納入していただいて、それで一応事務が完了というかっこになると思うんですね。

そやから、そこのところは市も商協とよく話をして、後々問題残さないように負担金も気持ちよく払っていただいて、今後、当初の目的の野菜残さの処理について、うまくいくことを希望しておるところであります。

そこで朝、表をもらったので、ちょっとお聞きしますが、農家持込が北阿万のプラントで7, 8, 9と14. 29トン持ち込みがあったんですが。これはですね、この費用は確か、1万5, 000円の半分の7, 500円、トン当たり補助するということであったと思うのですが、これ単価1万5, 000円でできていたのか、できていなかったのか分からないのですが、これ市は14. 29トンに対しての補助はなんぼ、7, 500円でいったんですか。それとも1トンあたり2万円かかっているんやったら1万円の補助でいったんですか。これはどちらですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） この4月から今までですけども、1トンあたりの処理は1万5, 000円以内でできております。

当然農家の方の助成につきましては、2分の1助成ということになっておりますので、これに出てくる分につきましては、半額の7, 500円を助成しております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは去年、おととしに19年度の予算のときに、市の予算の農家負担の持込に対しての補助が250万円だったと思うんですね。

21年度の予算が持ち込みが少なかったので、125万に半額に減額していったと思う

んですね。

結局、資料を見ておりますと、14.7といたら当初の125万円から見たら、きわめて少ない持込の予定になっていると思うのですが。

この点についてはどうですか、市はもっと農家の持ち込みを奨励しておったんですか。それともこれに対するPRというか、広告はどのようにしておったんですか。

2年前に比べ半分の予算に確かしたと思うのですが、それもこれぐらいでしたら知れたものでしょう。14トンということになりますと、市からの補助金が10万円あまりと思うんですね。

当初予算の1割、125万の1割もいっていないように思うんですが、このへんどうですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） まず、予算の置き方でございますけども、当初は300トン置いてありました。現在、150トンにもってきています。

これはもっと下げれたら、例えば50トンに置いたらいいやないかと、現実に合わせてかたちで置けということかと思えます。

PRにつきましては、広報等いろんなもので案内しております。また不法投棄についての問題点のチラシも入れさせていただきまして、適切な処理ということでの活動はやっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 次長、これ今言ったように使用が少ないから予算を下げろとっているわけじゃなくて、予算があるからもっとどんどん農家にPRして、不法投棄をなくせるように、市が補助しているんですから、どんどんバイオマスを利用してくださいよということが私の言っていることであってね、予算が少ないから予算を下げろとってるんじゃない。

予算を増やしてでもPRして不法投棄を減すようにと、それが趣旨なんやから、そこを勘違いしたらあかん。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） そやけど、PR活動については我々十分やっておるつもりです。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 バイオマスの炭化なんやけど、さっき印部委員が質問して、メンテナンス、年間だいたい1千万円ぐらいいっていると。

それはちょっとおかしいと思うのよ。あんたらの農林振興の前前任者、合併時の当初の農林振興部の部長さんの答弁で、当時、メンテナンスも全部含んで1万5,000円ですよと聞いたんよ。

それ今聞いたら、メンテナンス別やと。年間1千万円いる。それちょっとおかしいんちゃうかと思うんやけど、それ確認してない。

当初の農林振興部はメンテナンスも含めて1万5,000円ですよと聞いているんやけど。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） それにつきましてですね、以前からいろいろある中で、例えば1トンあたり何ぼでできるんやというような時に、例えば8千くらいでできますという説明だったと思います。当初は。

その中で、1万5,000円の根拠は、8,000円。じゃあ残りの7,000円については維持運営費に当てるということだったと思います。

しかし、実際やってみた中でですね、2万5,000円、3万というようなかたちになってきたと。これは直接経費だけの問題だった。

その中で、昨年度20年度にですね、商協と協議した中では、直接経費1万5,000円になるように、市として改善を求めると、市に対して改善を求めるということでした。

確かに今おっしゃられているように、当初、最初ですね、出発点におきましては、なにかも1万5,000円でできるという説明だったんですが、実際稼動し、運営していくなかでのそのギャップ等が出てきたということでございます。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田泉洋委員 それは分からんでもないねけど、ということは、あんたらを攻めよるんじゃないで。当時の農林振興部なり、執行部なりがよ、見通しが甘かった、計算もなにもできていないいいかげんな、言ったら悪いけどよ、いけるだろうと大雑把な計画だったん違うんかなあ。

当時から私、反対していたんやけど、今の話を聞いていたら、あかなんだよって、こないこないする。いや、こやさかいこうすんね言うて、それはそんな姿勢ではちょっと具合悪いん違うんかと思うけど。もっと最初言ったとおりにやってもらわないとおかしいと思うで。

なんでもちょっと具合悪くなったから、こやさかい、こやさかいとって通すのはちょっと具合悪いと思う。

それどないで、これからもそんな調子でいくんけ、ずっとなんでもかんでも。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） ご指摘のとおり、当初のときはですね、そのメーカーさんから、出てきた計算書等、もろもろが根拠資料をですね、鵜呑みにしてしまったというのがあります。

それと当初、機械がですね、試作品、小さなデモ機でもってですね、処理していたというようなことで、その実際の機械と、デモ機との数値的な違いがあったというようなことです。

今後、お前らどうすんのやというようなことですが、我々としても、一つ一つですね、片付けていこうということで、ここまで来たところでございますので、そこらを何卒ですね、先生方にはご理解していただきたいというふうに思うわけでございます。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田泉洋委員 それはよく分かるんやけど、当時は私言ってあったんよ、執行部に。

この明和さんの機械、和歌山でみかんやって失敗している。佐賀行って玉葱やって失敗

している。そやから、もし実験するなら、2トン車にいっぱい積んで行ってやれよと。

乗用車の後ろに50キロや30キロ積んで行ってやってもあかんど、言うてあった。分かりましたと行って、実際になかったんよ。やりますと行って、していなかった。それがこんな結果になってきている。

そやから、こういう検証というのは、実験機で10キロや5キロやってみたらそれはできるんよ。大きな鍋でやで、100gの肉を炊けばすぐに炊ける。いっぱい放り込んだらなかなか炊けない、できへん。それがあるのよ。

これいい教訓にしてよ、また今度からこういうことするときにはよ、もっと研究してやってもらいたいと。

納得しにくいねけど、もうやったものじゃあないということで、なるべく、商協も皆、納得できるような方向へ持って行ってください。終わります。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今、印部委員、砂田委員、非常に厳しい質問をされているんですが、私も始めてここへ産建に入らせていただいて、ついていくのがやっこさなんですけども、今日もバイオマス利活用の施設を見学するというので、過日、資料、全般的な資料を見させていただきました。家で勉強しておったんですが、もうひとつよく分からないので、ここで質問させていただきます。

基本的な質問なんですが、先ほどらい、不法投棄という言葉出てきましたよね。この今、バイオマスのそういう施設ができる前から、もうずっと昔らか玉葱というのはずっとこの三原平野にうわってきておりますよね。そういう今の処理施設がないときというのは農家の方々はどういう残渣の処理をしておったのでしょうか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 田の隅にですね、盛り上げて石灰を振りかけてですね、シートで覆うというような処理を、一般的な。あと、皆さんもご存知だと思うのですが、我々中学校の時でも海に行けばポコポコ浮いているというような河川での不法投棄というのもありました。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ということはそういう、確かに海もなっていますわ。山のほう見ても、私も山すそよく歩くのですが、あんまり玉葱を放っているのは見ない。あんまりというより見ないのですが。

この前、レタス残渣を放ってあるのを、山盛りにしてあるのを見ましたけども、玉葱というのは見たことがないんですけども。

この前見せていただいた資料では、いわゆるこの三原平野で作付け面積が1,600ヘクタールですか。作付け収穫量が10万600トン。この平野の中で、10万トンぐらいの玉葱が収穫されるということですよ。

それで間違いないですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） はい。単純に我々の考え方の中では、作付けしてですね、10万トンあると。その1割は屑になってくるん違うかという考え方です。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 というのはその下に書いてある計画残渣処理量が1万700トンというのは、いわゆる出てくると予想される残渣の量ということなんですよ。

その下に炭化計画処理量が年間2,200トン。

ということは、約8,000トン弱の残渣というのはどういう処理をされているんでしょうか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 残渣1万トンという考え方の中で、私どもの市のほうは2,200トンと。民間で今、バイオ菌を使って堆肥化している施設がございます。それが6,000トンあります。両方と合わせますと8,200トンというようなことで、1万トンには足りませんが、概ね処理できるということでございます。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 分かりました。

私ぱっとこれだけ見て、たったの2割やないかと。残りの8割はどない処理されているのかという疑問を素朴に持ったんですが、民間でやられているということですね。

1, 200トンぐらいがまだ、農家の方が自主的に工夫して処理されているということなんですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 季節的なものがあります。

本年度であれば、玉葱が出来がよかったと。去年は雨が降って、水分を含んで玉葱の腐り等が多かったということもございます。

今回は、玉葱の値がいいと。値が良かったらはしのほうでも、加工して使うというようなことで、玉葱の出が悪いという相場等によってもその残渣の量が異なってくるという状況です。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 先ほど、同僚議員が不法投棄があるというようなニュアンスの発言をされていましたが、実態としてはやはりかなり不法投棄をされている現状はあるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 私どものほうも、県とですね、バイオマスの今後の活用なり、その計画に達していない、まだ少ないやないかと。

今現在、計画の25%としか入っていないと。最低でも50%いかないといかんというような指導もあります。

その中で、実際不法投棄があるのと違うかということで、管内をずっと調査等も行いま

したが、一部分にはありました。しかし、今現在相当減っているように思います。

実際、自分たちの目の届かないところで処理もあるかも分かりませんが、見てくる限りでは減っていたと。尚且つ、生活環境課のほうとですね、不法投棄について、対応していただき、また警察等に指導を受けまして、業者も改善をしてくれたという実態が最近あります。

○廣内孝次委員長 他に何かございませんか。

阿部副委員長。

○阿部計一副委員長 この残渣処理機については、紆余曲折いろいろあったと思うんですが、ようやく1トンあたり、1万5,000円という線に乗りつつあると思うんですが、これ21%ですか、利益者負担の4,800万円ですか。

この商協とのこのお金については、どういう状況になれば、そのお金が入ってくるというようなその辺のいきさつをちょっと。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 私どもいろんな協議をしてまいりまして、まずその施設を受け取る条件としましては、1トンあたりの直接経費がですね1万5,000円になれば、当然我々も受け取りますよというようなことがございまして、そういう前提にあったことを踏まえてですね、今までずっとやってきて、1万5,000円にたどり着いたということなので、当然、これ1万5,000円になったということで、向こうのほうに引き取りをお願いできるというふうに思っております。

○廣内孝次委員長 阿部副委員長。

○阿部計一副委員長 ということは、今日もプラントを見させていただきましたが、見るからになんかこう、華奢な感じもするし、果たして1万5,000円でこのままずっといけるのかなという正直言って不安もあります。

そういう中で、その4,800万円について、まだ話はしていないのだと思いますけども、次長はどうですか、話になると思いますが、近いうちに。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） まず何で1万5,000円という、おまえら確信を持っているのやというということですけども、これにつきましては、4月からですね、今まで動かしてまいりました。

我々の計算の中では、基本的に3トンを持ってこないことには、その1万5,000円で処理できませんよという考え方を持っています。

というのは、1トン持ってきて、1万5,000円貰ってですね、人件費が7,000円です。そんなんじゃ赤字でいけませんと。しかし、今現在、この12月までの543トンという処理をしてまいりました。

それにつきまして、1日あたりにしますと、2.5トンの平均で持ってきていただきました。それについて、私どもと、商協と共同で今、うちは指導しながら運転しております。

その収支ですけども、今、市のほうからも一切足していません。ということは、今のままでも、今の新しい機械を動かさなくても、古い機械でやってもですね、やってこれているという状態だと思っております。

ということは、裏を返せば、今の新しい機械をもってすればですね、もう少し、利益が若干なりとも出るんじゃないかということを思っております。

○廣内孝次委員長 阿部副委員長。

○阿部計一副委員長 ということは、近いうちにそういう利益者負担については、解決できると解釈してよろしいですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） それにつきまして、先ほど言いましたように、この月、火、水という3日間に商協の役員さんに見てもらいました。それを踏まえて商協さんが、来月の5日ぐらいには役員会を開くということをおっしゃっていますので、我々言っていた1万5,000円を理解していただいて、なんとか解決するんじゃないかとい

うふうに思っておりますので、あとは商協さんの考え方ひとつだと思っております。

○廣内孝次委員長 他に質問があれば。

原口委員。

○原口育大委員 今日、午前中、バイオマスの施設を見させていただいて、ここ4、5年苦勞してきた懸案の事業であって、ここにきて、いろいろ改善がされたと思いました。

特に、地元のメーカーさんというか、地元の方に、メンテナンスなりの今、改善計画の部分を請け負ってもらっているということで、遠いところから出張してきて、いろいろやってもらうことに比べたらずいぶんと能率も上がって、うまくいっている1つの大きな要因かなあというふうな感じを受けましたので、今、ずっと出ていましたトン1万5,000円という部分をクリアされて、少しでも利益がでるようなかたちで、直接経費の部分は、もちろんですが、あとのメンテナンスなり、運営経費についても幾分でもその利益分でカバーしてほしいなと思います。

その全体のバイオマスタウン構想の数字的なもの今、森上委員の方から言われました。

まだ、かなり利用率が低いということで、まずその辺しっかりやっていただいて、利用率を上げていかないといけないというふうになると思いますが、今、残渣というのは、玉葱だけでないと。南あわじの場合は白菜もレタスもキャベツもあるということで、他の残渣もかなり出ておるといふふうに思います。

これもバイオマス資源といえば資源になるのかなと思うのですが、玉葱はあんまり山に捨てていないようですが、他のものでも捨てられると、鹿の餌になると。

野生鳥獣害のそういったものの餌付けになってしまうということも言われていますので、まず、採算は取れないと持って来てくれないのですが、その部分をしっかりした後で、やはり不法投棄についてもきっちりと厳重にやっていただいて、そういった部分がないようにすることも重要なことだと思います。

1点だけお聞きしますが、玉葱以外の野菜残渣について、今日見た感じでは、その炭化施設の中で処理することが可能なんじゃないかという印象を受けたんですが、その辺、補助金の適正化の関係もあるんですが、まだ今の稼働率であれば、そういったものも受け入れる余地があるのかなあというふうに思うのですが、制度的なり、そういった今からの方針としてどういうふうにご検討されるか伺いたい。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） それにつきましてですね、一応うちのほうでは、まず機械に通るかどうかの実験等もしなければならぬと思います。

今現在、考えておりますのは、反対に民間のほうでの堆肥化のほうの方がより簡単にできるのではないかという協議に入っております。

できましたらそちらのほうがいいのではないかと考えております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 市全体のそういうバイオマス資源の発生量と、それに対する処理計画の中で、民間と全体の中で、構想自体が出来上がっているんで、今おっしゃったように、ぜひ商協と民間のほうとも住み分けというか、連携をとっていただいて、全体の中で処理することはいいことだと思いますので、両方とも今、利用料金というのを統一されている、1万5,000円で同じだと思うので、そこらへんは調整もできるかなと思ったりもするんですが。

やはり、農業自体もそうですし、玉葱は特に関連産業というか、裾野の広い、南あわじ市にとってはほんまの地場産業というふうに思います。

中には、零細でむき玉葱をして1日コンテナをなんぼ剥いたということで、孫のお小遣いにしてのお年寄りも含めると、すごい裾野の広い部分であるので、そういったところも、まずは今、出た残渣を販売物の価格に転嫁できていないという状況の中で、どうしてもその利用が鈍ったり、不法投棄になると思うので、ある意味、販売のほうで、そういった淡路玉葱を中心にして、今よりも高く売れる方向の施策というか、そういうことと合わせてやらないと、全体的な効果というのは難しいと思うので、ぜひ農産物の販売の方と力を入れるかたちで、少しでもそういった関連している人の収入があがると、そしたらこういったものも利用しやすくなると。

というふうな、出口も入り口も含めて、施策としてやってほしいというふうに考えております。その辺、ぜひお願いしたいと思うのですが。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（木場 徹） 確かに原口委員さん言われるとおり、商協さんはじめ、JAそれぞれ兵庫の認証の制度もとっておりますし、商標登録も考えておりました、玉葱のブランド化に向けていろいろ知恵を絞っているところでございます。

ですから、我々としてもそういう方向で関係団体と連携しながら、淡路玉葱が全国ブランドにふさわしい価格になるよう、それが、しいては農業所得の向上ということにつながりますので、そういう方向付けをしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い致します。

○廣内孝次委員長 それでは、暫時休憩します。
再開は2時5分といたします。

（休憩 13時55分）

（再開 14時05分）

○廣内孝次委員長 再開します。
他に質疑ございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 昨年の12月でしたか、農地法が改正なったということなんですが、このたびの農地法の改正の大枠について説明していただけますか。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○次長兼農業委員会事務局長（竹内秀次） この農地法につきましては、6月24日に、法律が公布されまして、12月15日に施行されました。

その改正点のポイントなんですが、農地の減少を食い止め、農地を確保すること。

それと、農地の貸借をやりやすくして、農地を最大限に活用するということになっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、局長から優良農地の減少を防ぐと、優良農地の確保ということがこのたびの農地法で変わった大きな大枠であるということなのですが、南あわじ市が合併して5年が過ぎるわけですが、まず先に聞いておきたいのが、南あわじ市の農地、私は水田はだいたい4,000ヘクタールというふうに記憶しておるのですが、いわゆる畑も入れて、農地というものは何ヘクタールあるんですか。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○次長兼農業委員会事務局長（竹内秀次） 資料の方が持ち合わせていないのですが、農業委員会の台帳といたしましては、4,642ヘクタールで田畑を勘定しております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 いわゆる農地が4,642。私記憶しておるのが水田が約4,000というふうに理解しておるのですが、そうなりますと、いわゆる畑は642ぐらいというように理解してまずよろしいですか。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○次長兼農業委員会事務局長（竹内秀次） そのとおりだと思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 この数字はいつの時点の数字ですか。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○次長兼農業委員会事務局長（竹内秀次） これは12月現在で調べた数字でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら5年前の新市合併、平成17年の頭のときの農地の面積はなんぼでした。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○次長兼農業委員会事務局長（竹内秀次） 資料の方を持ち合わせしていないのですが、今のところ説明できない状況なんですけども。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたらね、平成21年度はまだ出ていないかも分かりませんが、平成20年度で、農業委員会経由で地目変換で、農地から他の地目に変換されたのは、21年度でも20年度でも結構ですので、なんぼの筆数で面積はなんぼありました。いわゆる転用。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○次長兼農業委員会事務局長（竹内秀次） 転用でございますが、平成20年度で、5条について49件、84筆、42,947平方メートルでございます。

4条につきましては、20年度、12件、18筆で、8,221平方メートルでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これから計算しますと、年間、5ヘクタールが転用されているということですね。大体これは、毎年均等にこれぐらいの転用が出てくるんですか。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○次長兼農業委員会事務局長（竹内秀次） 年度別に見ますと、だいたいこの程度であります。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、年間5ヘクタールが出よるということで、年間均等に出てはこないと思うのですが、17年から5年間で南あわじ市で24ヘクタールぐらいが転用されたということになってくるわけですが、今度、局長言われたように農地の転用の強化、農地の減少を防いで優良農地を確保するということなんですが、ということは転用が今までとはいかずとも、今までよりも転用がしにくくなったというようにも受け止められるんですが、どのような点が変わったんですか。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○次長兼農業委員会事務局長（竹内秀次） 転用の件につきましては、県知事による行政代執行が農業委員会のほうでできると。

それと、違反転用による処分ですね、罰則が強化されたということで、法人なんですが、現行が法人の場合300万円以下の罰金であったものが、1億円以下の罰金に変わったということです。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今の話でしたらね、従来どおりの転用でですね、農地を転用する場合、我々が知っておる知識においた場合ですね、転用願いを出す場合、隣地の承諾があれば農業委員会に出せば転用されるということであるならば、あまり規制が強化されたようにも思わないのですが、これ以上に転用は他にもハードルが新たにできておるのですか。

それとも、今、私が言ったような通常の転用は今までどおりの手続きで転用できるんですか。新たなハードルがなんかできているんですか。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○次長兼農業委員会事務局長（竹内秀次） 申し訳ございませんでした。

申請の中に、地域との調和という案件が追加になっております。

その点が特にハードルが高くなったということになります。

それから、面的集積を進めるということが、特に重要視されるようになってきております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、局長が言われた地域との調和ということも1つの条件になっておるといことですが、具体的に農家が転用を仮にする場合において、その地域うんぬんということが、何かその申請書類の中において、その1項目を何かのかたちで証明するような書類というものが今度新たに追加されるんですか。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○次長兼農業委員会事務局長（竹内秀次） 書類というのでなしに、地域との調和ということで、農業委員会のほうが、そういう項目を確認するという状況になります。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということになりますと、具体的にですね、誰かが農地を転用する場合、本人の申請で隣地が承諾しておると。にもかかわらず、今度は農業委員会が地域との同意がその条項ができていくかということを確認ができておる。しかし、尚且つ今度農業委員会があえてそれを調査するという、農業委員会がひと仕事増えるのですか。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○次長兼農業委員会事務局長（竹内秀次） 農地法の改正によりまして、農業委員の仕事がたくさん増えているような状況にあります。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ただ、局長言われたような地域との調和ということは、非常に漠然として判断しにくいと思うのですが、今度それは農業委員さん全員の判断で決めるのですか、それとも、それと現地調査も当然するのですか。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○次長兼農業委員会事務局長（竹内秀次） はい、明らかに現地調査をして、自治会なり、いろんな田主とか聞いたなかで処理するようなかっこになると思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、くどいようですが、今までのように、今まではおそらくはそこまではなかったと思うのですが、今まで私の知りえるところでは本人の申請と、いわゆるその隣接の方の承諾印で概ね転用がなされていたと思うのですが、今後から、今局長が言われたようにその1点が付加されると理解してよろしい。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○次長兼農業委員会事務局長（竹内秀次） そのとおりでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 農地法が改正されて、いわゆる優良農地を確保、減少を防ぐということなんですが、当然南あわじ市も高齢化によって、なかなか耕作することができないということで、市の農業委員会経由において、いわゆる小作の賃貸契約を結んでおると思うのですが、今南あわじ市でこの農業委員会経由で賃貸契約を結んでおる農家の件数、反別どれくらいになっています。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○次長兼農業委員会事務局長（竹内秀次） 資料のほうを持っていないのですが。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 利用増進については、現在344ヘクタール、借り手823人、貸し手906人の資料があります。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これらは一応、基本的には契約年数は何年契約でやっておるのですか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 1年の人もいるし、6年以上の人もおるといってございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 この契約年数は当人同士での話し合いで契約年数は結べるのですか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） そのとおりです。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ906人で823件に貸してあるということで、面積が344ということは、1件あたり平均4反前後であると思うのですが、1番多い人でどれくらいの面積を貸してありますか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 現在、資料を持っておりませんので、返事ができないのですが。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは平均小作料というのは南あわじ市で一律ですか、それとも一毛作田、二毛作田等々あると思うのですが、これはその土地によって、小作料金は違うのですか。

もし分かっておれば、だいたいどれくらいからどれくらいの幅を一毛作田と二毛作田とで、ちょっと言っていただけますか。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○次長兼農業委員会事務局長（竹内秀次） 小作料につきましては、この農地法の改正によって、廃止となっております。

それでこの1月の市の広報で通知しておると思うのですが、農地の賃貸借料ということで表示をしております。

それで表裏作で平均1万1,200円。10アール当たりでございます。

それでその中で、最低額と最高額、それとデータ数を表示するようになっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ今、局長言われたのは、いわゆる表裏で二毛作田ですが、いわゆる通常言われている、墾田というて水稻だけの水田がありますよね。裏作のできない。

それとそれの小作料はどうなるの。一緒。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○次長兼農業委員会事務局長（竹内秀次） 違います。

表作について平均7,700円でございます。

最低が5,000円、最高額が1万3,000円でございます。

このデータが11件なんですけど、その中にはちょっと、無償のやつについては、入っておりません。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今後、なかなか先ほど言いましたように、高齢化で自力で農業ができない人が、こういうように農業委員会経由で、地主小作の契約を結ぶということが増えてきていると思うのですが、南あわじ市において、この契約期間が切れて、ほとんどの人がおそらく再契約が多いと思うのですが、当初Aさんに貸してあって契約が切れてBさんに変えると言って小作人が変わるというケースはありますか。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○次長兼農業委員会事務局長（竹内秀次） 委員さん言われたようにそういうケースもございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そのことについたら、市の農業委員会が入っているということで、割とトラブルもなくスムーズにことが動いていますか。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○次長兼農業委員会事務局長（竹内秀次） 私4月から就任したわけですが、その中ではそういうトラブルはありませんでした。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっと質問でまた元に戻って悪いのですが、いわゆる地目変換する場合において、今までにおいて、過去、南あわじ市において、申請があって、申請どお

りに変換ができなかったというケースもあるんですか。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○次長兼農業委員会事務局長（竹内秀次） そういうケースも聞いたことがございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 農業委員会がおそらく農業委員会に申請を出してくる場合は、地元の農業委員さんの指導を仰いで、委員長保証等も付けて出しておるにもかかわらず、農業委員会で地目変換ができないというのは具体的にどういうケースなんですか。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○次長兼農業委員会事務局長（竹内秀次） 委員さんの判を押したものでなしに、農業委員会を通さずに、県のほうに行くとかいうケースがありまして、現実的には賃貸借の契約をしているわけですが、その相手方というか、受けているほうが、まず違う人に貸したとかいうケースとか、いろいろあるんですけども。

そのような状態のときに、トラブルになるケースがございます。

○廣内孝次委員長 他にございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 そしたら、ちょうどまた委員長からも言われると思うのですが、2月の委員会がないということで、ちょっと聞きたいことがあるので、聞かせていただきたいのですが、農業の問題で、特に米作の所得保障方式とかいわれておりますが、具体的に市のほうに説明が、そういう農水からの指導とか説明とか、これについての大綱とか、そういうものが来ておったら、いっぺん所得保障方式、それから転作の奨励品目についても、単価が大幅に変わるということも聞いておるのですが。

今、説明できる点がありましたら、ちょっと聞かせてほしいのですがね。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 農業の米の戸別補償制度についてなんですが、民主党政権になって、政策の大きな1つであるかと思います。

それで、今年になって県のほうから、転作面積が提示されました。以前ですと、ずっと前にそういったことが、提示されるわけなんですが、現在、今年になって、提示されたということで、まだまだ詳細については、今後、決めていかなければいけないという点も多々あるわけなんですが、その中で大筋で決まっている内容について、若干おつなぎをしたいと思います。

今、農業を取り巻く環境は、非常に厳しいということで、その根本的な保証をするということで、このたびのこうした制度がなったわけなんですが、米の植え付けている面積に対して、一反当たり1万5,000円を交付すると。

それで、その中で10アールは、自分たちの食べる米とか、縁故米というかたちで、その分は控除して、それ以上の分について、1万5,000円を交付すると。

そして、もう1つの柱は、それ以外の自給率が非常に日本は先進国の中でも低いということで、10年後には、50%に上げていかななくてはならないということで、麦とか、大豆とか、戦略作物。これについての大幅な交付金を出していくという内容であります。

なお、米については、生産調整に参加をしておる人でなければいけないというふうなんですが、大まかなところであります。

そしてまた、野菜、ここらあたりは野菜の産地でございますので、野菜について、どのような転作のお金が降りるのかといいますと、それについては、今県と国との話し合いの最中ということで、玉葱、レタスとかいう、そうした個別の野菜にするのか、それとも野菜という1つの定義の中でやるのかという、金額も決めてないと。品目も決めていないと。金額的には、1万円程度ということをお聞きしておるところであります。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 まず、この米の所得保障方式で1反当たり1万5,000円ということとは、作柄についても、言わない、問わない。どういう売り方にも問わない。農協経由であろうが、自由米であろうが、どのような販売方法も問わない。ただ作付けしてあるがために、すでに作付けした時点でこの1万5,000円というのは交付されるんです

か。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 当然、水稲については、25アール以上が当然加入ということで、共済に必ず入らなければならないということで、そこで、1つの目安となると思うのですが、そこで確認が一応できると。

そして、豊作とか不作とかいう場合については、不作の場合については、1万5,000円の根拠は、どこにあるのかといいますと、過去7年間の内、上下を除いた5年間の経費の平均と、それと、過去3年間の販売の平均。その差額が1万5,000円やということで、22年度、提示を受けているわけですが、仮に、当年度において、価格が下落した場合には、その分も上乘せするというふうになっておりますので、そこらへんの調整はやっていくということであります。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 この1万5,000円というのは、水稲共済の被害が出た場合の水稲共済金の支払いうんぬんとは、これは全然関係ないのですか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） それは関係ないと思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それと今、課長言われたように3反以上は強制的に水稲共済に加入ということなんですが、3反未満の農家は水稲共済は、加入しなくてもいいというように思うんですね。

それで今言われたように3反未満、1反は控除ということになったら、2反の対象というのは、それは自主申告ですか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 今、先ほど説明した、25アールなんですが、当然、今後そうした確認の方法とか、そういったことは、先日の説明では、当然加入の方については、そこで確認ができるんじゃないかという答弁でありましたので、今、説明申し上げたんですが、当然、25アール以下についても、何らかの確認の方法を今後、県とか、国とかの指示のもとに、協議をしていかななくてはならないというふうに思っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ課長、直接関係ないんですがね、国は将来50%の自給率を上げていかななくてはならないということを言っているんですね。

その反面ね、日本とアメリカ、2国間協定のFTAをやろうとしているんですね。FTAを仮に協定された場合は、日本の自給率が想像できないくらい落ち込むという一面を持っているんですね。

国は50%の自給率を上げないといけないと言いつつも2国間協定でやっているという、相反したことを一方ではやっている。

これ課長に聞いてもしかたないやけども、課長自身このことについてどう思いますか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 農産物というのは、工場の製品とかそういうものと違って、貿易がストップすると食糧危機ということで、食べていけないということで、基本的なものであると思います。

そうした中で、米についても関税率の6百何パーセントとか、そうしたことで保護をしていると。そうしたことで、有る面において、日本の農業においてもある程度保護をして、何もかも自由だという感じにはならないものと私自身は認識しております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、広域水道について。

この間、議会事務局からいろんな資料が送られてきた訳ですが、この資料を見ておりますと、部長にお聞きしたいのですが、まず、これ質問があっちへ行きこっちへ行きになると思うのですが、そこはお許しを願いたいと思うのですが。

この22年から26年度の収支計算書を見ていますと、まず1番先に気になるのが、一般会計繰入金が7億9,600万円ということになっておるんですね。これ上に注積があるんですが、平成22年から26年の平均値ということですので、平均値ということは、毎年これぐらいの金額が、一般会計から淡路広域水道企業団に繰り入れされるといふふうに、まず理解してよろしいのですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） この一般会計の繰入金というのは、当然今まで市で水道事業をやっておった時と同じように高料金対策補助が主体であります。

もう一つは消火栓の維持管理費。そういったもので、資本費の変動も出てきますけども、5年間の平均ですから、ほとんど、毎年それぐらい、3市でという考え方です。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今部長言われたように、高料金対策は当然その中に入るのですが、この高料金対策というのは、6億3,300万円と、一般会計繰入金が7億9,000万円ということになりますと、1億6,000万円ぐらいが、3市から一般会計の生の真水のお金が入っていくと思うのですが、まずこの1億6,000万円が、まず確認したいのですが、毎年3市から高料金対策のお金にプラスして3市の一般会計から入ることなんですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） その他、高料金のほかには、消火栓の部分と、統合簡水の部分の元利償還金の2分の1というのがありますので、その部分が入ってきます。

これについても淡路市が今回統合されていませんので、南あわじ市と洲本市の分の簡水の元利償還金の2分の1ということです。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これの各市の按分率はどうなっていますか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 高料金対策費については、市ごとに算定したものですから、従来の市の運営と同じような計算方式です。

簡水についても、今までの統合簡水起債の償還元金、元利償還金の10分の1から、特に按分じゃなしに、その市についたものという考え方です。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 前にいっぺん聞いたかと思うのですが、減価償却費。16億8,300万円書いてありますが、この減価償却費は、100%に対してのやつですか、70%に対してのものですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 基本的には100%に対してです。

3市のそれぞれ持っておった減価償却費プラス広域水道の減価償却費という考え方。基本的には3市の減価償却費です。

広域が持っておる分については、それぞれの市単位で受ける受水市の中に加算されてきますので、その中には入っていないと思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ見たときから気になっているのですが、当面は淡路市の簡易水道を除くということは、いつかの時期に簡易水道が入ってくるということやな。広域水道事業団に。

それは入ってくるのは結構やと思う。ただ入ってくる場合、今の特に北淡地域が多いと思うのですが、簡易水道のものを広域水道に入ってくる場合は、上水道に切り替えする工事して入ってこないといかんと思うんですね。

その工事費を淡路市で、工事費をもって、起債を持って入ってくるのか。広域水道にその起債を丸ごと持ってくるのか。

さりとて淡路市が起債をもってやりますよと言いつつも、これは現実的にはどうなるかわかりませんが、近い将来、3市が合併した場合、一緒になるんよな、考え方は。

うちは当然、簡易水道を上水に切り替えた起債は、淡路市のほうで、当然起債は支払いますよと言いつつも、3市が合併したらこれは一緒のことになるんよな、意味が。

これは実際、どのような動きになってくるんですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 今、淡路市の簡易水道が、基本的に上水の統合時点で、簡水も統合するという基本方針であったんですが、いわゆる今、議員さんおっしゃられたように、その準備ができていないということで、早い時期に淡路市において、その上水に統合できる準備を、整備をします。これは淡路市ですということですよ。

これについては、国の補助を受けながら、あるいは簡水債を受けながら、淡路市において整備をして、たぶん5年以内というふうになると思うのですが、それぐらいの間に、早い時期に整備をして、広域水道のほうに統合するということです。

いわゆる整備されたものが、上水に広域の中に含まれるわけなんですけど、当然、その起債残高もひっついてきます。

ということは、先ほど話が出ましたように、一般会計から淡路市は今後、ルールによって、元利償還金の2分の1は淡路市が負担していくんやというかたちになります。

ですから、今、整備がされないうちに広域水道に含まれるよりも、淡路市で整備をして、広域水道に合併してもらおう。この方が、広域水道全体としては、肩が軽いかと思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 部長が言われたものは、現在の島内3市体制という前提のもとよの。

あくまでも前提のもと。これはなるかならないか、分からないけども、3市が統合したら意味のない話になってしまうわけよの。みんなが今度の新市が持つということで、意味のないことになってしまうわけよの。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） これについては、三原郡4町が合併したときと同じように行政合併してしまうと、何もかも持ち寄ってしまうので、一緒のことになってしまいます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そこでですね、この一覧表も見たり、いろんなことを自分なりにざっと計算してみますと、5年間は水道料金を触らないということなんですが、実際の話、ここまで5年間は、水道料金を触らないということをやった場合に、まず5年間は絶対触らないのですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 基本的には、5年間ぐらいは持たせたいという考え方でまとめております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、運営経費で赤が出てくると。赤が出てくるのを赤のまま5年間持つと。水道料金に転嫁することにできらんですよね。今そういうことを言っているんですからね。

赤のまま持つということになりますと、5年間過ぎて上げるということになってきますと、今の南あわじ市の国保と同じようなことになる可能性がある。

南あわじ市も4町合併したときに、国保が持ち寄ったときに、聞いておる範囲では、5億円ぐらいの黒があったと。それが合併して、新市になって、国保会計が赤になってい

るので、国保税に転嫁せず、これを持っていた余剰金で埋めながら、値上げを本来10しないといけないものを4に押さえ、3に押さえながら、やってきたと。いよいよ5年過ぎたら、その積立金も使い果たして、5,000万円の赤がでたと。ということで、去年、今年で37%という大幅な値上げをせざるを得ないということで、ひと揉めできるようなことが起こるわけ。

ですから、そこも考えておかないと、5年間、絶対上げない、絶対に上げないといいながら、赤を抱えておいて、5年過ぎて、今度、料金に転嫁するときに、あまりにも、それはやってみないとわからないのですが、あまりにも負担を料金が高額になったときに、利用者から多くの不平不満が出るということで、やはり言ったことは守らないといけないということもあるのですが、なだらかな料金の上昇ということをしておかないと、ここまで辛抱したけども、ここから先、ぼーんと、4割、5割、実際国保が5億円の余剰金をそういう使い方をしたから、そうなってるんやから、現実的にしている仕事が違っていても、現実起こったことがあるんですから、そこらもだいぶん考えてやっていかないといかんと思うのですが、その辺、どうですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 確かに議員さんがおっしゃるように、なんぼ持ちこたえても、途中から絶壁が上がるような料金値上げというのは、これは絶対やってはいけないと思います。

そういう意味では、基本的には、水道の関係では、3年から5年を単位にして、料金を検証する必要があるのですが、このたびの場合は、たとえば、毎年のように、各市ごとに収支を出して、それぞれの検証をしていくわけですが、各市ごとにするというのは、高料金のこともあるんですが、やっぱりそれぞれに努力をしていくということが必要になってきます。

それとさらには、料金がこのベースでいってもいいのかというのを毎年検証していく必要があると思うのですが、基本的には、今、5年で、料金を5年間は持ち続けたいという考え方は持っていますけども、急激な変動をもたらすような変化というのはできませんので、その辺は慎重に検証していく必要があると考えております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 1 2月の議会で、3市の水道事業を広域に統合するという規約改正ができあがって、4月1日からそういうふうにかわっていくと。

そんな中で、新聞報道でされたのは、標準的なモデルとして、13mmの20トンやったかと思うのですが、料金が下がるというふうな報道がされたものですから、私の感覚としたら、市民の皆さんは、利用者みんなの料金が下がるというふうな期待を持ってしまっていると思うのですが、12月の質疑の中でも、実際は値上がりの部分があるということでありました。

そこら辺をしっかりと、新聞報道との実態との乖離の部分をこの際、しっかりと市民に知らしめておかないといけないと思うのですが、その辺の事情なりを説明いただけたらと思います。

○廣内孝次委員長 水道課長。

○水道課長（岩倉正典） ただいま原口委員からご意見がありましたように、私どももいたしましても、今年の12月7日でしたか、淡路広域水道企業団統合に伴って、新料金で統一するという報道がありました。

また、年末に25日に統合の合意、協定、調印がなされた。とといった2度の新聞報道があったわけなんです。その新聞報道、どちらとも南あわじ市については、標準家庭、すなわち13mmの20トンを使う、標準的なモデルケースでは、100円下がりますよというような報道があったと思います。

それに合わせまして、洲本市さんのほうでは、600円下がりますと。淡路市さんのほうで、100円程度上がりますというような報道であったかと思えます。

昨年、年末での調印というようなかっこの中で、統合に関するいろんな情報を市民に提供すべきということの中で、私ども今、いろいろ準備をしている訳なんです。まず住民周知にするにあたりまして、まず、最初、一番有効なのが、広報。南あわじ市での広報での掲載は当然、一番肝心かなというふうに考えてございます。

現在、私どものホームページ、また広域水道のホームページ等々では、掲載のほう、順次更新をしていっているのですが、まず、思っていますのは、先ほど言いましたように広報活動でやっていきたいと思っております。

ただ、今回、年末での調印ということがございました関係上、第一回目の広報、掲載に

については、この2月1日の広報に予定しておりますのは、まずは淡路広域水道に統合するんですよと。統合した場合は、こういうふうな組織になって、料金はこんなふうになります程度の広報になる予定でございます。

今、原口委員おっしゃられたように、南あわじ市におきましては、一般的には皆、100円下がるんやというふうな認識でおられますと、昨年 of 年末ですか、部長からの報告があったと思うのですが、南あわじ市全体といたしましては、市民の皆さまには、大体、新料金では6,000万円程度のご負担をおかけするということのご説明もあったと思うんです。

そういったことがございますので、この3月の広報につきましては、料金改訂とともに、実は新聞報道では、標準世帯では下がるのですが、皆様方もう一度新たな料金表を確認のうえ、ご理解いただきますというようなかっこでの、説明の文言がいるのではないかということの調整をしております。

ただ、3月の広報につきましても、一応、原稿締め切りは2月5日ということでございますので、今現在、そういった広報の仕方について、企業経営課等を含めた中での、上下水道部で検討しておるといふ状況ですので、もうしばらく時間のご猶予をいただけたらと思います。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 その中でですね、今、言われたように料金表を口径別の料金、基本料と従量料金の表を示せば、自分のところが、13mmなり、20mmなりで、これくらい使っているんだから、今回は値下がりになるのか、そのままなのか、値上がりになるのかということは、それぞれの方に確認をしていただきたいということが基本だと思うのです。

その中で、私が一番気にしているのは、20mm、あの表でみますと13mmの18トンから29トンまでは、下がるけども、それ以外の部分、特に20mmのところについては、全体的に基本料金が上がると。

使用量が一緒だとしたら、基本料金のアップ分だけの影響ですけども、まず上がっていくということになると思います。

そうすると、三原の議員として、一番心配しているのが、12月も確認しましたが、20mmが市全体で2,849件の契約のうち、1,649件、全体の58%が三原で2

0 mmの契約者のうちの58%が三原の利用者であると。

それとまた、それぞれの契約の中での20 mmの比率というのを見ますと、三原の場合は、6,000の契約のうち1,649ですので、約27%。3人に1人弱が20 mmの契約をされておると。それを地区別に見ますと、南淡では、7,300のうち448ですから、6%程度。西淡では、8.4%。緑では15.6%。全体平均では、14%ということからすると、突出して三原の20 mmの契約というのが比率的に高いということになるかと思えます。

そうなる、もちろん利便性は20 mmのほうが、13 mmより高いというのは間違いないので、多少の13 mmとの基本料金との差ぐらいあれば、利便性のほうを優先してという方もいるだろうし、またあんまり使用量の少ない、このところ核家族化とか進んできたなかで、昔20 mmにしていたけども、今あんまり使っていないという家にしたら、そのままほっておくのはもったいない気がする。いろんな家庭環境によって違いがあるというふうに思えます。

そんななかで、やはり利用者がそこらへんをしっかりと認識できるような、対応をしてほしいというふうに一点目は思えます。

そのときに、12月にもし20 mmの人が、今言ったことであんまり使わないので、13 mmに落としたいとか、希望があったときには、メーター等の交換等を市のほうで、持っていただくというようなことも話いただいたわけですが、その辺も今言った利便性との絡みで十分説明して納得していただいて切り替える必要もあるというふうに思うのですが、そこらへんの周知なり、窓口対応をぜひきめ細かくやってほしいと思っています。

その辺の対応について、どのように考えておられるかお伺いします。

○廣内孝次委員長 水道課長。

○水道課長（岩倉正典） 私どもの方としましたら、今回水道料金が変わるということについては、どうしようもないことであります。

先ほど原口委員が言っております、20 mmと13 mmの話なんです、旧料金からいきますと、13 mmと20 mmこれ100円の違いだったと思うのです。

実際に基本料金ですけども、実際に新しい料金に改定されますと、この差額が1,100円の1,300円ですから、差額が200円になるということで、私ども説明させて

いただきたいのは、100円の上乗せということでのご理解をまず最初にしていただこうかなというふうに思っております。

それと、100円を節約するがために、口径を落とすことによつての、先ほどからご理解十分なされていると思うのですが、利便性の低下等についても、こちらのほうで当然説明させていただきたいと思うのです。

と申しますのも、実際13mmでの口径で引っ張っている家庭につきましては、13mmの水圧、もしくは水量等による不便性というのですか、そういったことについても十分体験はされておられると思うのですが、逆に人間の生活ですので、20mmでの口径での生活を行っている家庭について、それを13mmに落とした場合、私どもからすれば当然水圧低下、水量低下等にはなるわけなんです、その水圧低下、水量低下等については、水道法でいうところの基準は十分確保できている訳なんです、使っている住民からすれば、こんなに水圧が弱くなるもんかなとか、水量がこんなに減るもんかなというふうな感覚的なこともありますので、そういったことについても、説明をさせていただいて、それでもよろしいですよというふうな方については、当然、私ども、口径変更の手続きをしていただいた後、私どもの費用でもって、メーター交換のほうをさせていただく方向で今、確認をしております。

従いまして、口径変更に伴います、大々的な広報活動という部分は、極力差し控えた中で、個別対応というようなかっことで考えております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 ぜひそこらへんの利用者への丁寧な説明というのをさせていただいて、利用者が利便性と料金を納得して払えるような形にまずさせていただきたいと思います。

仮に20mmから13mmに切り替える工事を市が負担した場合に、どれぐらいの経費を市が持ち出すことになるのでしょうか。

○廣内孝次委員長 水道課長。

○水道課長（岩倉正典） いろいろな算出の方法があると思うのですが、皆様方にも一度、お話をさせていただいたと思うのですが、水道メーターにつきましては、計量法の関係で8年に1度交換をしなくてははいけません。

たとえば、交換をしたすぐのメーター等を今回、20mmから13mmに替えるということになりますと、メーカー単価が約1万円ぐらいいりますので、1カ所あたりその手間賃等入れまして1万5,6千円が必要かなと思っております。

ただ、8年のうち、7年が過ぎているような箇所のものにつきましては、当然メーター交換しなければならない時期がきているということになりますので、その分につきましては、手間賃だけの4,5千円程度の負担になるかというふうに思っております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、仮に今20mmを使っている人が、もったいないから思って13mmに落とした。そしたら利便性が落ちたので、また20mmに戻したいというふうなことが発生した場合はどういうふうになりますか。

○廣内孝次委員長 水道課長。

○水道課長（岩倉正典） 口径変更する場合の話なんですが、水道を引く場合、加入金をいただいております。ちなみに13mmですと、現行では8万7千円の加入金をいただいで13mmの水道をつけさせていただいております。

ただ20mmになりますと、18万6千円の加入金をいただいで付けている話になります。

今のお話、20mmから13mmに口径変更する場合につきましては、私どもの経費をもってメーター交換させていただきましても、その時には加入金の差額約10万円ぐらいいあるのですが、その権利については、放棄をしていただくという中でのご了承いただいた中でメーター交換させていただきます。

従いまして、今度、20mmのものを13mmに替えて、替えた市民の方が水圧が悪いので、もう一度20mmに戻してくれということになりますと、今度13mmと20mmの差額、約10万円を加入金としていただくような考えになってございますので、その辺も、先にメーター交換する場合にきっちりと説明した中で、対応していきたいと考えております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 今の後段の部分が私としたら納得できないのですが、20mmの人というのは加入金を払って、20mmをつけておる。それが13mmに落とした。だから市のほうで経費を持つ。

今度、その同じ人がまた20mmに上げたいといったときに、実際にかかる経費、それは最初に引く加入金の負担というのは2重取りになってしまうというふうに今、感じています、そういうことはないですか。

○廣内孝次委員長 水道課長。

○水道課長（岩倉正典） そういった考えも十分できるかと思います。

ただ今回、淡路広域水道として、統合するに当たりまして、すべて加入金の考え、すべて3市とも違います。

といいますのは、他の2市につきましては、私どもは水道を引くための加入金と解釈しておるのですが、たとえば、淡路市なんかでしたら、配水本管に穴を開ける費用が加入金なんやという感覚をもってやっておるものですから、要するに穴を開けてつないだ時点では、権利はないんやというふうな感覚でやっておる市がほとんどなんです。

そういったことから考えまして、私どもとしまして、言ったような処理で対処したいというふうに思っておるのです。

原口委員おっしゃるように、元々あった加入金の差額分、10万円あって、今度1万5,000円を市が入れて直したからまだ、極端な話、8万5,000円の金券的なものは残っておる。また今度20mmに戻すのに、3万円ぐらいの手間がかかるのかなと思うのですが、それを戻したときに差額5万円近くの残るんやから、加入金をとるのはおかしいやないかという、たぶんご意見だと思うのですが、私どもとしては、そういうふうな考えであるということも説明した中で、それでも口径変更しますか、ということのご説明をさせていただいた中で対処したいというふうに思っております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 たとえば、今13mmの人が20mmにしようとしたら、まず太いのを持ってこないとメーターまでの分もいるわけで、当然の今の説明やと思うんですけど

も、メーターまでの分はすでにできあがっているわけで、交換するのはメーターの部分だけという話になるわけですね。

そしたら落とすのも上げるのも、そこで加入金をもう一回とるといったら、それはまるまる取るのでは、それは取りすぎやと思うので、そこらへん調整が終わっている話なのか知りませんが、今からそういう切り替えの相談がきたときにそういう話をしたのであれば、あまりにもプレッシャーとしては強すぎてですね、なかなかそれだったらそこまでリスクを冒してまで13mmに替えようという人はなくなってしまうような気がするんですよ。

利用者のことを考えたら、本当に実費としている部分にしないと、もしもう一回戻の場合ですね、いうふうにしないと、加入金から1からとるということでは、やはりおかしいというふうに思うので、そこはもう一回検討願えないかと思うのですが。

○廣内孝次委員長 水道課長。

○水道課長（岩倉正典） ただ、今、自分の方から言わせてもらったのは、他市との比較においての話をさせていただいた分けなんですけど、私どもの南あわじ市としても、これまで、料金関係なしでの、口径変更の申し出等についても、今私のほうから言わせていただいたような関係で処理をしてきた実績があります。

そういった関係がございますので、今回の料金変更に関して、加入金の考え方を変えることが果たしていいことなのかどうかというふうなこともありますし、そこらの分、もう一度検討させていただきたいと思います。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 ぜひそこは検討していただいたほうが、私らとしたらうれしいので、またよろしくお願ひしたいと思います。

もう一点、先ほど5年間の値上げが心配されるような話がありました。

合併することによりまして、私どもは、もちろん合併にも賛成しました。というのは、スケールメリットなり、いろいろコストダウンができる人件費なり、原水費なりを期待して、広域化することで少しでも将来、すぐには言いませんけども、将来にわたって、料金が安くなるということも期待して、統合には賛成しておるわけです。

その中で、今、市のほうで、各市それぞれ経営努力されて、水道料金を値上げしたところもあるし、なんとか収支が合うようにして、合併に持ち込んだという努力も理解しておるつもりですが、その中で、特に南あわじ市なんかですね、どこともそうですが、下水道の工事をするとき、少しでも有利になるようにと、下水道の工事というのは、やはり本管を引いていくときに何回も掘って埋めてしながら行く中で、古い水道管の入れ替え等を巻き込んでというか、一緒にしていくことで、やはり市としての経費は削減できてきたというふうに認識をしておるんですが、その辺はそういう認識で間違いはないですか。

○廣内孝次委員長 水道課長。

○水道課長（岩倉正典） おっしゃるとおり、私どもそういう認識の元で工事の方、やってきております。

○廣内孝次委員長 質問の途中ですが、ここで15分ほど暫時休憩いたします。
再開は、3時25分といたします。

（休憩 15時05分）

（再開 15時25分）

○廣内孝次委員長 再開いたします。
原口委員。

○原口育大委員 休憩前に市としての下水道工事に引っかけ、水道管の入れ替えとかをすることによって、市としては経費が削減できるのかなあということを伺ったのですが、どういう部分で経費の削減とかができていくか。

市全体ですね、直接的な工事ではなしに、いろいろ高料金対策とかにも影響してくると思うのですが、そこらへん、どういう方法でやればどういうメリットがあるかということをお聞かせ願えたら。

○廣内孝次委員長 水道課長。

○水道課長（岩倉正典） どういったメリットといたしましたら、非常に難しい話になるんですが、今現在上下水道部という市の行政組織の中で水道課と下水道課とが協議しながら工事をやっておるわけでございます。

ただ、当然それは今までもやっておりますのは、経費的なものの節減も考えた中で、一番有効な、市民にとって一番負担の少ない方法ということでの執行をやっているわけなんです。今度、淡路広域水道企業団ということで、一つ市から外れた組織になるわけでございますが、当然、下水道工事に限定してものを言わせていただきますと、下水道工事を施工するにあたって、支障物件となる水道管でございますので、それを一旦、触るような工事につきましては、当然、掘削ですね、例えば下水道工事を行うにあたりまして、当然、掘削なんかをしないといけないわけなんです。そういった土工関係的なものの経費の節減、また今度、下水道工事と水道工事を別にやりますと、管の敷設本体をするにあたりまして、工期的なものでの2重の長期化がかかる。

また、一旦、工事を水道管、下水道管ともに市道もしくは県道等の中に入っている管が主でございますので、当然、掘削した後については、仮復旧を行い、最終的には本復旧を行うということの二重手間が出てこようかと思えます。

そういった関係で、水道工事と下水工事を合わせて行うのが、最終的には市民負担の軽減にもなることだと思いますし、水道料金の値上げ等にも関係してくることだと思いますので、今後、広域水道というふうなかたちになりまして、南あわじ市上下水道部の下水道課と十分な協議を行いながら、市民に対する工事の迷惑を考慮した中で、効率的な入札計画とか、もしくは契約方法を今後検討していきたいと思えます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 今は、市として上下水道部の中で水道管も下水道管も抱えているので、そういうことは簡単にできるのかなあと思うのですが、今後は、広域のほうに水道が移っていくと、市に残るのは下水道だけになると思うのですが、そうなったときに、発注者が別ということになってしまうと思うので、そうなったときに、そういう連携が今みたいにとれるのかどうかを心配しているのですが、そこらへんは、できますか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） これまでは市で一本であったわけなんです、そのへんの連携をとってきたわけなんです。特に水道工事についても、下水の計画のあるところについては、若干遅らせるなりして、時期をあわせて更新をすとかいう努力をしてきたし、あるいは工事についても同時発注によって、効率化を図るといこともやってきました。

これは広域に分離されたからといって、この体制を崩してしまったのでは、効果というのが上がりませんので、この形は一緒のようにもっていきたいと思います。

さらに特に水道については、各市にサービスセンターを置くというスタイルをとっていますので、一緒のところに事務所、南淡であれば、南淡に両方連絡体制がとれるような体型はとれますので、その辺は十分連携を図って、効率化を図りたいと考えています。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 ぜひそういうところで無駄のない工事にしてほしいのと、心配しているのは、もう市から水道事業の部分が手が離れてしまったらですね、例えば下水道工事をするのに、そういう水道管を触らないほうが、下水道としては楽やからそういうところを避けようかとかいうことになってしまって、水道の部分を広域に渡したんやから、うち関係ないわと、というようなことになると困るなあということを思っていますので、そういうことがないように市にとって、広域水道にとっても有利になるような進め方をしてほしいなあというふうに思います。

今、上下水道部という組織ですけども、これ水道部がなくなったら、後の4月1日からどういうふうに、部長1人減るんですか。どういうふうになるんですか。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 名称だけは変更せざるをえないなあと思っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 以前からちょっと気になっていたことがあるので、聞きたいのですが、企業誘致のことでお願いしたいと思うのですが、12月の議会において、まとまった土地が2億円で転売されたということなんです、今までも何回かも聞いたことがあるんですが、総括的に聞きたいのですが、担当者の努力もあり、おおむね企業誘致の転売もおおむね終局になりつつあると聞いておるのですが、いっぺん総括的に聞きたいのですが、事業費と面積、転売面積、その3点についてまずお聞かせ願いますか。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 20年度末現在でお答えさせていただきます。

20年度末現在で投資額の合計が33億100万円でございます。

分譲面積につきましては、全体で11.2ヘクタール。そのうち7.9ヘクタールを分譲いたしまして、未分譲面積が3.3ヘクタールでございます。これは12月に売却しましたものは入っておりません。未売却の分でなっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 分譲のトータル金額は、12月分を入れたいくらになりますか。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 20億6,800万円でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 実質33億円を投資して、分譲で20億6,800万円転売しておると。残りわずかということなんです、今、企業団地でどれくらいの方が雇用されているか、概数つかんでおったら説明願いますか。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 昨年の11月ぐらいに調べた数字ですが、企業さんによっては、特別徴収のところもございしますが、普通徴収をされている企業さんもございしますので、数字的には本当に概算的な数字になります。

それで特別徴収をされておられる企業さんにおかれましても、企業団地の他に、もう1カ所事業所があるというところでは、合算して、報告されておりますので、人数的なものは把握できるんですが、平均的なものでしか、お答えできません。

あと、パートさんとか、臨時職員さんにつきましては、把握できておりませんが、派遣職員さんと、パートさんとかを合わせまして、350人程度かなあというところがございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 350人の雇用が企業団地で、企業誘致団地で新たに確保されたということであります。

本来、これはこの人達が市税ですね、市民税どれくらい払っているのかということも出していきますと、莫大なお金になってくると思うので、すでに33億円投資されたことが、ほぼ回収されていくのではないかと。また、南あわじ市の雇用、活性化にも寄与しているのではないかというふうに思うのですが。

これはいろいろ特典があって、固定資産税とかもろもろ、当然国からも補填もされており、しながらやっておると思うのですが、これ今全体の企業誘致されておる企業全体で、この特典ですね、解除されたときに、固定資産税と償却資産税というのはこのいわゆる市からの免除がなくなったという仮定のもとで計算すると、固定資産税、償却資産税トータルで1年間でどれくらいの金額が入ってくるようになりますか。概算で結構ですけども。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 11月ぐらいに調べたところなんですけど、家屋とかの評価が完全に出ておりませんので、平均単価から出したところもございしますが、固定資産におきましては、全体で4,800万円ぐらいだと聞いております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 償却も含めて。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 償却も含めております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 いろいろとこれも事業が始まったのが旧の三原町時代からということですので、経過も長くなってきておるわけですが、それなりの効果が現れてきていると思うんですね。

副市長にお伺いしたいのですが、企業誘致団地もおおむね分譲が完了しつつあるということなんですが、今後、南あわじ市としてですね、こういう企業誘致、市の活性化のために、またこういう事業を考えておるのか。あるいはこれに準ずるようなことを考えておるのか、ということがあります。ちょっと聞かせていただきたい。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） やっぱり活性化のためには、働く場、雇用の場の確保というのは市にとっては大きな課題だと思います。

今のところ、企業団地は、ああいう形ですが、いろいろと企業とも話はしておるわけなんですが、進出を希望してくるところについては、できるだけ我々のほうとしても、特段の配慮をしつつ、できるだけ南あわじ市で立地をしていただきたいという気持ちは十分ございますので、これからも若者の雇用の場の確保という点から、力を入れていかなければならないという課題だと思っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、副市長言われたように、やっぱり、島内企業であれ、島外企業で

あれ、今の現状は非常に景気が低迷しているのですが、いつまでもこういう状況でなしに、企業が必ず上向いてくる時期がくると思うのですが、やはり市がですね、こういうような分譲地を企業団地を用意しておくということにとったら、入ってくる企業も入ってきやすいと思うんですね。

このたびの企業団地においても、非常に年月がかかってこれだけのようになってきたということなんですが、やはり市としても次のこれに準ずるような施設というか、こういうものを考えていかないといけないと思うんですね。

場所がどこが適当かというのは我々分からないのですが、市の方でいい場所を探していただいて、こういうものをやっぱり投資するお金も大きいのですが、市の活性化のために、将来に向けてこういうこともやっておかないといけないと思うんですね。

今、副市長が言われたように、そういう気持ちを持っておってほしいと思うのですが、まだ具体的に次はどこやという考えはまだ浮かんでいませんか。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 今の経済状況、また市の財政状況を考えますときに、先行き投資というのがなかなか難しいことだと思います。

それで、市内で造成できるような土地を調査いたしまして、相手企業さんと交渉しながら並行しながら、やっていきたいと考えております。

それからまだ市内では、たくさんの市有地が残っておりますので、そのへんのところにも誘致の方を頑張っていきたいと思っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、副市長、担当課長が言われましたが、副市長の考えはいかがですか。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） だいたい同じです。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 下水道のことで、やはり加入率というのが一番の問題だと思うのですが、ちょっとだけ確認したいのですが、今、接続率というのはいくらになっていますか。

○廣内孝次委員長 下水道加入促進課長。

○下水道加入促進課長（喜田展弘） 12月31日現在ですけども、接続率が56.5%でございます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 これは計画区域、この分母と分子ということになると思うのですが、分子というのはいないでいる人の件数だと思うのですが、分母というのはどういうのが分母になるのですか。

○廣内孝次委員長 下水道加入促進課長。

○下水道加入促進課長（喜田展弘） 分母に関しましては、公共ますで接続可能なますを分母ということで計算させてもらっています。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら公共ますを設置したところが分母になっているのですか。

○廣内孝次委員長 下水道加入促進課長。

○下水道加入促進課長（喜田展弘） 公共ますの総設置個数から、更地とか、倉庫とか、将来性のますに関しては、その分母から引いて計算してございます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 計画区域全体で見込んでいる将来的に100%市の今計画している分が全部できあがって、そのときの分母というものについては別にはないわけですか。

そういう計算はされていないのですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部次長。

○上下水道部次長（道上光明） 現在、申し上げましたのは、供用開始部分の使用可能なままです。今おっしゃいました、全体区域、計画区域ではございません。使用可能な区域の戸数でございます。56.5%。今現在、整備区域が69.2%でございますので、その中の56.5%ということでございます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 おさらいすると、供用開始区域でのそういった公共ますの設置している部分の数が分母で、接続している件数が分子ということでよろしいですか。

分母の部分で先ほど更地といわれた分というのは、供用開始区域というのは年々広がっていているので、分母は増えていっていると思うのですが、途中で更地になるとか、島外に出て行って無人になってとかいう部分は、分母からはこれは当然減らしていくということになっているんですね。

そしたら、当然加入促進するのに、職員というのは率先して入らないといけないと思うのですが、職員の加入率というのは今、どうなっているのですか。

○廣内孝次委員長 下水道加入促進課長。

○下水道加入促進課長（喜田展弘） 職員の加入率でございますけども、いろいろと事情もございますので、今、把握しておりますのは、90%以上なんですけど、家屋の老朽化とか、そういうような諸事情がございますところもございまして、92%、93%ぐらいでございます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 さっきと同じ、式を当てはめると、職員で供用開始されているところにすんでいる人の92%、93%の方は、もうつないでくれているということかと思うのですが、その世帯の職員が所帯主であるかないかということは、そんなことは関係ないのですか。職員がいる家庭は職員としてカウントされているわけですよね。

それでは、先ほどの事情というのは老朽化とかあるみたいですが、職員に対して、義務といったらあれですが、入らないといけないと思うのですが、それが免除というか、猶予されておる理由というのはどういうものが具体的な理由にあたるんでしょうか。

それは確認をしながらすすめておるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 下水道加入促進課長。

○下水道加入促進課長（喜田展弘） 事情につきまして、一昨年なんですけど、接続されていない方からいろいろそういった報告書とりまして、中身なんですけど、そうとう家が老朽化して、今後立て替えのときに接続するといった理由がほとんどでございます。

以上です。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 ほとんどというのは老朽化というのは理由、それしかないんですか。

ほとんどということは、他にもつながなくてもいい理由になる部分があるんですか。

老朽化以外の要因でつながなくてもいいということになるというところはあるんですか。

○廣内孝次委員長 下水道加入促進課長。

○下水道加入促進課長（喜田展弘） その職員の方については、実家から出ておられて、その家屋は、だいぶ老朽化になっておられて、家族の方、処理がすんでおったり、そういうような状況の方でございます。

○廣内孝次委員長 他にございませんか。

それでは所管事務調査が他にないということで、一応、所管事務調査は終わります。

その他で何かございませんか。

それでは、大項目のその他で執行部から報告事項があればお願いします。

管理課長。

○管理課長（和田幸三） 都市整備部のほうから報告させていただきます。

現在、都市整備部では市道路線の統合整理を行っております。

3月定例会上程に向けて、統合整理作業を行っておりまして、道路台帳と合わせて整理を行おうとしております。

合併協定の中で引き継いだ旧町道については、新市において、随時修正するというかたちで、現在、町別に分断しておりますような路線、また路線名等の統一を図る目的があります。

それと土地改良事業等で行われている分についての整理、また未供用路線の整理等を行いまして、3月の議会のほうに一括認定、一括廃止というかたちで上程させていただく予定でおります。

全路線、ほぼなんらかの影響を受けておりますので、そういうかたちで提案させていただきたいと思っております。

2月の委員会がございませんので、今回報告させていただきます。

以上です。

○廣内孝次委員長 他に。

商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 商工観光課から国の緊急の関係で、昨年度、20数名の方を雇用して、作業をしてもらっていますけども、今年の平成22年度も約21名の緊急雇用なり、ふるさと雇用の方をこの2月の広報で募集を行います。

その資料配付をしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○廣内孝次委員長 結構です。お願いします。

商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 失礼します。それでは、右部分のA4版なんですが、南

あわじ市の緊急雇用対策として、管理課のほうで、道路維持、海岸清掃等で8人。生活環境のほうで、リサイクルセンターで資源ゴミの分別作業で3人。商工観光課のほうで、観光施設の駐車場整備ということで、緊急雇用で行います。

またこの右端のほうで、南あわじ市産業振興協会ふるさと雇用ということで、昨年引き続きまして、瓦、農商工、観光、バイオマスということで、4名の雇用を考えております。

それと、真ん中にあります、南あわじ市産業振興協会緊急雇用対策ということで、これについては、民主党が新しく政権になったときに、緊急雇用の重点分野ということで、防犯と公園の市有地等の整備で2名。それと保育所、幼稚園施設維持管理等で2名。2月の広報で募集をいたします。

それともう一点なんですが、今、休日高速1,000円ということで、灘黒岩水仙郷にたくさんの方が車で訪れています。平成8年に民間会社から旧南淡町のほうに、運営を移りまして、この1月25日の月曜日に入園者100万人を達成致しました。

ご報告を終わります。

○廣内孝次委員長 他に何かございませんか。

ないようでございますので、産業建設常任委員会を終了したいと思います。

長い時間ありがとうございました。

(閉会 15時52分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年1月29日

南あわじ市議会産業建設常任委員会

委員長 廣内孝次